

委員会審査報告書

本委員会に付託された百谷孝浩議員の議員資格決定について、審査の結果、別紙資格決定書案のとおり決定したので、羽曳野市議会会議規則第 109 条の規定により報告します。

平成 30 年 5 月 10 日

羽曳野市議会

議長 樽井 佳代子 様

羽曳野市議会

資格審査特別委員会

委員長 松井 康夫

副委員長 笠原 由美子

委員 竹本 真琴

委員 金銅 宏親

委員 笹井 喜世子

委員 若林 信一

委員 上薮 弘治

資格決定書（案）

資格の決定を求めた議員 松井 康夫 笹井 喜世子
上薮 弘治 笠原 由美子
金銅 宏親

資格の決定を求められた議員 百谷 孝浩

百谷孝浩議員の議員資格の有無について、次のように決定する。

1 決 定

被選挙権を有しない。

2 理 由

別紙のとおり

年 月 日

羽曳野市議会

理由

1. 事案の概要

羽曳野市議会百谷孝浩議員（以下、「百谷議員」という。）は、平成 29 年 9 月 10 日に行われた羽曳野市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）に当選したが、公職選挙法第 9 条第 2 項規定の「住所要件」により、本件選挙の告示日が 9 月 3 日であるので、告示日の前日の 9 月 2 日の 3 カ月前である 6 月 2 日以前に本市に住所を有していなければならないところ、百谷議員は、5 月 29 日に本市に転入しているものの、「住所要件」を満たしておらず、本件選挙の被選挙権がなかったのではないかが問われている事案（以下、「本事案」という。）である。

2. 資格審査特別委員会の設置、審査の経過

(1) 資格審査特別委員会（以下「本委員会」という。）は、平成 29 年 12 月 20 日に、本市議会各会派の幹事長全員の連名で「百谷孝浩議員に対する資格決定要求書」が提出されて設置され、同月 22 日の平成 29 年第 4 回定例市議会第 5 日目において、本委員会に対し、本事案の審査の付託と、地方自治法第 100 条第 1 項の権限（百条調査権）の委任がなされたものである。

(2) 本委員会は、本事案について、次のとおり審査した。

- (i) 百谷議員が賃借した羽曳野市島泉の賃貸マンション（以下「借家」という。）の実地調査を平成 30 年 1 月 19 日に実施
- (ii) 借家の近隣調査として、町会の区長及び月極駐車場所所有者への聴取を 1 月 25 日に実施
- (iii) 百谷議員の証人尋問を 2 月 19 日と 3 月 5 日に実施
- (iv) 百谷議員に委員外議員として 2 月 26 日開催の会議に出席を求め聴取
- (v) 百谷議員の妻の証人尋問を 3 月 18 日に実施
- (vi) 上記の実地調査や証人尋問等を含め、計 17 回の会議を開催

※ 詳細は、資料 1 「資格審査特別委員会 審査の経過」参照

3. 「住所要件」における「住所」の解釈

公職選挙法第 9 条第 2 項の住所の意義について、最高裁判所平成 9 年 8 月 25 日判決は「生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解するのが相当である。」と判示しており、「一般的生活、全生活の中心」を判断するには、住居、職業、生計を一にする配偶者その他親族の存否、資産の所在等の客観的事実に、居住者の言動等により外部から客観的に認識することができる居住者の居住意思等を総合して判断すべきであると考え、この判断基準に基づき本事案を審査した。

4. 審査内容

(1) 本件審査においては、百谷議員が、藤井寺市の自己所有マンション（以下「所有マンション」という。）で、妻と2人の子供とで生活し、そこに住民票を置いていたところ、平成29年5月22日に、藤井寺市役所で百谷議員のみが住民基本台帳の転出届をし、同月29日に羽曳野市役所で転入届をし、その転入届の日を転入日として、本市にある借家に、単身、住民票を置いた事実をふまえ、次の3点を検討項目とし、これらについて以下に判断する。

- ① 借家の光熱水費の使用量から判断される生活実態状況
- ② 借家の賃借及びその後の入居状況
- ③ 所有マンション及び借家の状況

(2) 「① 借家の光熱水費の使用量から判断される生活実態状況」の検討

ア. 電気使用量

(i) 借家の電気使用量は次のとおりであった。

平成29年6月分（5月31日から6月8日）	13kWh
7月分（6月9日から7月10日）	51kWh
8月分（7月11日から8月8日）	53kWh
9月分（8月9日から9月10日）	53kWh

(ii) 借家の実地調査で判明した借家にあった家電製品は次のとおりであった。

冷蔵庫、オーブンレンジ、オーブントースター、湯沸し電気ポット、洗濯機、ヘアードライヤー、シェーバー、FAX電話機、液晶テレビ、パソコン、プリンタ、プリンタ複合機、扇風機、電気ヒーター、エアコン、掃除機、スマートフォンの充電器、照明器具（シーリングライト3台ほか）、換気扇。

(iii) 家電製品からして電気使用量が極端に少ないことに対する百谷議員の説明は次のとおりである。

百谷議員は、「転入後、6月から8月にかけて、朝7時から駅に立ち、挨拶し、日中は借家の近隣地域を中心に活動し、告别式にも参列し、晩はポスティングを中心に活動し、スポーツ団体等の会議にも参加していた」、「特に8月に入ってから選挙事務所の段取りもあり、後援会の役員会議や各地域の地蔵盆にも参加していた」、「9月は早朝から深夜まで選挙活動及び選挙事務所にて会議、打ち合わせを行っていた」などと説明しており、政治活動や選挙活動で借家を出ている時間が長く、借家での滞在時間が短いことが電気使用量の少ない要因であると主張している。

また、日常生活において節電を心がけていたことや、食事に関して、朝はドラッグストアで菓子パンなどを買って食べ、昼はコンビニで買って食べたり、食べなかったり、夜は飲食店での外食が多く、自炊をしないこと、電子レンジはほとんど使っておらず、オーブントースターは食パンを買った日のみ使用という生活形態も電気使用量の少ない要因であると主張している。

一方、借家の空調に関しては、本委員会が設置される前に、羽曳野市議会幹事長会議（以下、「幹事長会議」という。）において、百谷議員は、「エアコンはほとんど使用せず、扇風機で過ごしていた」と説明していたが、証人尋問においては「エアコンを最も使っていた時期というのは、一番真夏の時期、月で言うと7月ぐらいと思っており、8月、9月は朝から夜中までという時間帯、ずっと選挙事務所にいた」と証言し、「帰宅後のエアコン使用については、連日寝るまでの間使用していた」と証言している。

「電気使用量が0 kWh でないことから、自宅で電気を使用していることが証明できると考えている」と幹事長会議へ提出された弁明書（以下、「弁明書」という。）で説明しており、「光熱水費の使用量は、生活形態、実績により比例するものであり、この期間における生活状況の実績に合ったものであると考えている。それが虚偽というものであれば、理由をお示してください」と弁明書や、平成29年第4回定例市議会の議場での弁明（以下、「議場での弁明」という。）で主張している。

(iv) しかし、この説明は次の理由により認められない。

弁明書に「電気使用量が0 kWh でないことから、自宅で電気を使用していることが証明できると考えている」と百谷議員が記載したのは、「0 kWh」でなければ、少しでも電気使用があれば、「居住実態がある」と証明できるという認識に基づくものであるが、それは誤りである。借家に設置されている冷蔵庫は、年間300kWhの電気を消費する仕様の製品であり、設置・通電しているだけで、月平均にして25 kWhの電気を使用し、真夏に真冬の約3倍の電気を消費するという冷蔵庫の特性から推計すると、真夏には、この冷蔵庫だけで月に37.5kWh程度の電気を使用することになるのである。

弁明書や議場での弁明に「光熱水費の使用量は、生活形態、実績により比例するものであり、この期間における生活状況の実績に合ったものであると考えている。それが虚偽というものであれ

ば、理由をお示しください」とあるが、百谷議員が、証人尋問において「最もエアコンを使用していた」と証言していた7月の電気使用量を検証すると、使用期間7月11日から8月8日の29日間の電気料金の請求書の使用量は53 kWhであったが、本委員会が実地調査で確認した百谷議員の借家に設置されていた家電製品の状況と、証人尋問における、それら家電製品の使用状況に関する百谷議員の証言（各1日平均、ドライヤー〈1200W〉2.5分、液晶テレビ〈64W〉1.5時間、扇風機〈47W〉5.5時間、照明〈78W〉2時間、エアコン〈780W〉2.5時間、使用。）から算出した29日間分電気使用量72.8 kWhに、設置冷蔵庫の真夏の時期29日間分電気使用量36.25 kWhを加えると、実績値53 kWhの実に2倍以上の109.05 kWhの使用量がなければならないという検証結果であった。

また、この検証結果からエアコン分を除いた使用量52.5 kWhと実績値53 kWhとの差は0.5 kWhであり、これでは、エアコンは、この29日間全体を通して、わずか40分程度の使用しかできないことになる。

さらに、提出された電気料金の請求書を月毎に比較すると、初夏も真夏も、52 kWh前後の一定した月使用量であり、「最もエアコンを使用していた」という7月も、その前後の月も、全くと言ってよいほど変化が無いことも確認することができる。

以上のとおり、電気使用に関する百谷議員の証言は、信憑性に欠けるものであり、借家の電気使用量の実績と検証結果とが整合しないことは、百谷議員の証言のような生活状況が存在しなかったことを証明するものである。

様々な生活形態があるとは言え、この電気使用量をして、借家での継続的な生活は、あり得ないと判断する。

イ. 水道使用量

(i) 借家の水道使用量は次のとおりであった。

平成29年5月・6月分	2 m ³
7月・8月分	2 m ³
9月・10月分	5 m ³

(ii) 借家の実地調査で判明した借家にあった水道使用具は次のとおりであった。

ガス給湯器、浴室のシャワー付き水栓、浴槽、
キッチン水栓、ガス湯沸かし器、便器、洗濯機。

- (iii) 水道使用具からして水道使用量が極端に少ないことに対する百谷議員の説明は次のとおりである。

百谷議員は、水道使用の主なものは、トイレ、キッチンの流し、入浴、洗濯と明言した上で、「節水に関して、節水の器具をつけるというようなことはしてないが、朝、顔を洗う際やトイレを流す際にも節水を心がけていた」、「トイレは、朝に一度だけの利用」、「自宅でのシャワーを浴びていた時間は、1回5分程度、頻度に関しては週2・3回、あとは銭湯」、「銭湯利用の頻度は、週に2・3回ぐらい行っていた」などと説明しており、水道使用に関連する生活形態が水道使用量の少ない要因であると主張している。

一方、洗濯については、弁明書や議場での弁明では、「洗濯は、洗濯機、コインランドリー」若しくは「洗濯は、洗濯機、コインランドリー、クリーニング」と説明していたが、実地調査や証人尋問においては「洗濯機は1度だけ使用して壊れた」、「クリーニングは出したとして1回」などと説明し、さらに「洗濯機の購入は、昨年11月か12月」と証言を二転三転させ、主な洗濯方法がコインランドリーであることも水道使用量の少ない要因であると主張している。

また、「党の統一している緑のポロシャツで、ほぼ毎日活動していたが、府議の事務所から借りていたもので、自分の分は自分で洗濯し、手伝ってくれていた方の分は府議の事務所で洗濯してもらっていた」、「本件選挙前の期間、ワイシャツは着ていなかった」なども水道使用量の少ない要因として説明した。

- (iv) しかし、この説明は次の理由により認められない。

百谷議員の証人尋問においては、水道の使用に関して、特に「洗濯」について重点的に尋問を行った。百谷議員は、前述のとおり証言を二転三転させている。「洗濯機の購入は、昨年11月か12月」という証言が事実であれば、本件選挙までの期間に洗濯機がなかったことになる。しかし、この期間に洗濯機がなかったのであれば、百谷議員の弁明書や議場での弁明ともに「虚偽」であったことになり看過できるものではない。

ワイシャツの洗濯に関する尋問に、「本件選挙前の期間、ワイシャツは着ていなかった」と証言したことには、本委員会の複数の委員が当時の状況を記憶しており、事実と反すると指摘をしたが、委員から「お通夜にはポロシャツで行けないだろう」との指摘に対しては、「お通夜とかお葬式に参列したときにはそういっ

た格好をしていたけれども、ワイシャツというのはクリーニングに出していないし、私自身、ワイシャツに関しては洗っていない」と明言した。これも、その場その場の辻褃合わせ、言い逃れとしか解釈できない証言である。

また、「所有マンションで、洗濯してもらっていたのでは」という尋問に対しては、「6月以降、洗濯してもらったということはない」と明確に証言していたが、後に行った百谷議員の妻の証人尋問での妻の証言は、「8月頃まで、所有マンションで洗濯していた」というものであった。百谷議員は、所有マンションにおいて日常生活が継続していることを隠蔽するため、あえて、虚偽の証言を行っているとしか考えられない。百谷議員は「コインランドリーの利用頻度は3週間に1回あるかないか」という証言もしており、本委員会委員は、その時点では、「20枚前後の肌着、20枚前後の下着を一度に洗うのか」との疑問を抱いたが、所有マンションで洗濯してもらっていたのであれば、コインランドリーの利用が3週間に1回であってもおかしくはない。

また、洗濯以外の百谷議員の水道使用量に関する証言には、「トイレは1日、朝に1回だけ」という、到底あり得ない証言もあった。

以上のとおり、水道使用に関する百谷議員の証言は、信憑性に欠けるものである。

国土交通省 水管理・国土保全局 水資源部のホームページで公表されている「平成28年版 日本の水資源の現況について」に示されている生活用水の一人一日平均使用量から算出した一人一カ月あたりの水道の使用量は、約8.7 m³。羽曳野市水道局の水道事業年報平成29年度版の「1人1日平均配水量」から算出した一人一カ月あたりの水道の使用量は、約9.1 m³。東京都水道局のホームページで公表されている「世帯人員別の1カ月あたりの平均使用水量」では「世帯人員 1人」は、8.2 m³であり、一人暮らしの人が生活を営む上で必要となる水道の使用量は、平均で8 m³程度は必要と判断するところであるが、百谷議員の借家における水道の使用量は、本件選挙までの期間、この8分の1の「1 m³」程度と大きく下回る状況である。

様々な生活形態があるとは言え、この水道使用量をして、借家での継続的な生活は、あり得ないと判断する。

ウ. ガス使用量

(i) 借家のガス使用量は次のとおりであった。

平成 29 年 6 月分 (5 月 31 日から 6 月 7 日)	0 m ³
7 月分 (6 月 8 日から 7 月 6 日)	0 m ³
8 月分 (7 月 7 日から 8 月 4 日)	0 m ³
9 月分 (8 月 5 日から 9 月 6 日)	0 m ³
10 月分 (9 月 7 日から 10 月 5 日)	0 m ³

(ii) 借家の実地調査で判明した借家にあったガス器具は次のとおりであった。

ガス給湯器、ガス湯沸かし器。

※ カセットガスを使用するため、ガス使用量に計数されないが、カセットコンロもあった。

(iii) ガス器具からしてガス使用量がゼロであることに対する百谷議員の説明は次のとおりである。

百谷議員は、食事に関して、朝はドラッグストアで菓子パンなどを買って食べ、昼はコンビニで買って食べたり、食べなかったり、夜は飲食店での外食が多く、自炊をしないため、ガスコンロを使用しないこと、銭湯に週 2・3 回行き、借家での入浴時は水シャワーであり、節約のためガスは使用しないという生活形態が、ガス使用量がゼロである要因と主張している。

(iv) しかし、この説明は次の理由により認められない。

ガス使用量については、ガス給湯器、ガス湯沸かし器などが設置されている借家でありながら、5 月 31 日から 10 月 5 日まで、使用量メーター値が同一で 1 カウントも上がっていないことが請求書によって確認されている。このガス使用量がゼロであったことを正当化するために、百谷議員が主張した「6 月から 10 月までは水シャワー」といった入浴方法は、真夏においても身体に厳しく、ましてや初夏にあたる 6 月中などは、耐え難いものと言わざるを得ない。しかも、風呂のシャワーに関しては「ボタン一つで湯沸かしができるような形でお湯が出る」と証言しているとおろ、簡単な操作でお湯を出すことができるというののである。

また、選挙戦を乗り切るためにも健康管理に努めなければならない時期に、ガス代を節約するため水シャワーで辛抱する人が、1回400円の銭湯には週2・3回行き、月に5千円近く使うということも、理解し難い節約感覚である。また、4カ月以上ガスを全く使わないのであるならば、基本料金を支払う必要もなく、これを節約するために、ガスは閉栓しておくものとする。

様々な生活形態があるとは言え、オール電化の物件ではない借家でありながら、4カ月以上、その使用量がゼロであるというガス使用量をして、借家での継続的な生活は、あり得ないと判断する。

(3) 「② 借家の賃借及びその後の入居状況」の検討

ア. 借家等の賃貸借契約

借家は、百谷議員本人が、平成29年5月20日に、契約期間の始期、物件の引渡し時期ともに同日とする賃貸借契約を、不動産業者と締結した。

借家における自家用車（軽自動車）の保管場所となる借家近くの月極駐車場は、百谷議員本人が、平成29年6月1日に、契約期間の始期を同日とする賃貸借契約を、駐車場所所有者と締結した。

イ. 賃借後の入居状況についての百谷議員の証言

百谷議員は、住民基本台帳の異動届けについて、「住民票は、平成29年5月29日に転入、同日届出を完了した」と弁明書や議場での弁明で説明した。

しかし、証人尋問では、「5月20日に鍵をいただいて、翌日21日から寝泊まりという形になった」と証言した。この証言に対して「なぜ21日から生活したのであれば住民基本台帳の転入日を21日にしなかったのか」との尋問には、「手続きのことなので、手続きはできるときに、基準日の3カ月より前までに済ませれば大丈夫かなということで手続きをした」と証言した。

「冷蔵庫、電子レンジ、ダイニングテーブル、ガラステーブル、ベッド機能の足つきマットレスの購入が6月1日に集中しているのはなぜか」との尋問には、「2名の手伝ってくれる人、軽トラの段取り等があり、1日にまとめて買い集めて、引越しという意味合いも兼ねて荷物を運んだ」と証言した。

駐車場の賃貸借契約は6月1日であり、この契約以前の自家用車（軽自動車）の借家での駐車は「長時間になるがマンションの前に駐車していた」と証言した。

ウ. 上記証言の不合理性

電気、ガスの開通は、請求書によると、5月31日であった。水道に関しては、提出された記録から開栓日は確認できなかったが、百谷議員の弁明書や議場での弁明においては、「電気、ガス、水道の開通は、5月31日」と、水道の開通も5月31日と説明している。また、購入店舗のレシートにより、冷蔵庫、電子レンジ、ダイニングテーブル、ガラステーブルの購入は6月1日の夜、ベッド機能の足つきマットレスの購入は、時刻は不明であるが6月1日であったことを本委員会が確認している。これらの家財道具は、購入した日に借家へ搬入したと百谷議員は証言している。

百谷議員の証言の「翌日21日から寝泊まり」というのは、「かけ布団、敷き布団等、またそれ以外の小物関係だとかちょっとしたものぐらひは運んだ」という証言を信じれば、布団以外、ほとんど何にも無い、電気、ガス、水道も開通していない、夜は真っ暗で、トイレも流せない部屋で、10日間寝泊りしたということになる。また、駐車場の賃貸借契約は6月1日であり、百谷議員の証言では、この契約以前の自家用車（軽自動車）の駐車は「長時間になるがマンションの前に駐車していた」というものであった。マンションの入り口には、「マンション前駐車禁止」「見つけ次第警察に通報します」と大きく張り出されている。マンションの向かいは一戸建て住宅であり、隣には副区長も住んでおられる。到底、長時間路上駐車できる環境ではない。

冷蔵庫等の主要な家財道具のほとんど全てについて、「引越しという意味合いも兼ねて荷物を運んだ」と証言している搬入日は6月1日、「電気、ガス、水道の開通」は、5月31日、つまり、「引越し」作業の日の3日前、「電気、ガス、水道の開通」の日の2日前を住民基本台帳の転入日として届出していることになる。

藤井寺市役所で平成29年5月22日に転出の届出をしたとき、羽曳野市への転入予定日は、同日の平成29年5月22日として届出をし、1週間後の平成29年5月29日に羽曳野市役所で転入の届出をしたときには、羽曳野市への転入日は、届出日と同日の平成29年5月29日としている。羽曳野市役所の住民異動届の備考欄には、「異動日 → 平成29年5月29日が正当」と市民課担当者により記載されている。転入届の届出期間は、新しい住所に転入した日から14日以内とされており、遠方から転入してきたわけでも無いので、転入日は、藤井寺市の転出証明書に記載されている「平成29年5月22日が、正しいのではないのか？」と窓口で百谷議員に尋ね、「5月29日でよい」との回答であったため、

「異動日 → 平成 29 年 5 月 29 日が正当」と当時の担当者が記載したのであろうと、提出を求めた記録の提出時に、市民課職員が説明してくれた。

「基準日の 3 カ月より前までに済ませれば大丈夫かな」という証言のとおり、そのような認識のもと、百谷議員は、公職選挙法の被選挙権の住所要件を満たすことができる、事実と反する適当な日を転入日として届出しているものと判断する。本委員会の所管事項ではないが、刑法第 157 条第 1 項の電磁的公正証書原本不実記録罪について、問われる状況ではないのかと思料する。

実地調査においては、百谷議員の弁明書や議場での弁明にあったガスコンロは設置されていなかったことを本委員会が確認している。実地調査時、百谷議員から「カセットコンロは持っているが使っていない」との説明もあった。一般常識に照らして、お湯を沸かすことが一切無いというような、そんな「生活」は考えられない。

百谷議員は、湯沸し電気ポットを 7 月 8 日に購入した。この湯沸し電気ポットの入りの購入のきっかけについて、百谷議員は、「カップラーメンを大量に持って帰ってきて、これに必要だから購入した」と証言している。実地調査においても、借家に大量のカップラーメンが確認されていた。地元町会への加入届も 7 月 14 日であった。これらの事実からすると、借家での滞在は、7 月のこの頃になって、やっと、その頻度であるとか、滞在時間が上昇していったと考えられるが、それでもその状況は「生活」と認められるものではない。しかるに、この頃より前の期間の借家での滞在は、「生活」と言うには、さらに程遠い状況であり、借家での継続的な生活は認められない。

(4) 「③ 所有マンション及び借家の状況」の検討

ア. 所有マンション及び借家の状況

(i) 所有マンションの状況は次のとおりであった。

- 所有マンションで、引き続き、百谷議員の妻子が生活している。
- 百谷議員は、妻子の生活費、所有マンションの住宅ローンを負担している。
- 百谷議員は、所有マンションの固定資産税を払い続けている。
- 百谷議員は、所有マンションの鍵を持ち続けている。
- 百谷議員は、証人尋問の中で、所有マンションのことを「自宅」と呼ぶ証言をしている。

- 百谷議員が「妻が全て棄ててしまっているだろう」と証言していた季節物の服や、身の回りの物、家財道具などは、妻の証言によると、所有マンションにおいて棄てられることなく保管されている。
- 百谷議員は、本件選挙に出馬することを反対し、不仲となっていた妻と話し合いを持つため、妻が「よくうちに来てまして・・・」と証言したとおり、頻繁に所有マンションに戻っていた。
- 百谷議員は、所有マンションに必要なものは取りに帰っている。
- 百谷議員は、週1・2回は所有マンションに戻り、子供とも交流している。
- 百谷議員は、洗濯物を所有マンションに持ち帰り、8月頃まで妻に洗濯してもらっていた。

(ii) 借家の状況は次のとおりであった。

- 百谷議員は、借家入口の集合ポストにも、玄関先にも「百谷」の表示をしていない。
- 百谷議員は、自家用車（軽自動車）の保管場所を警察署長へ届出していない。
- 百谷議員は、所有マンションから借家への郵便物の転送手続きをしていない。
- 百谷議員は、銀行預金口座の住所を所有マンションから借家へ変更していない
- 百谷議員は、携帯電話の住所を所有マンションから借家へ変更していない。
- 借家の賃貸借契約書には、「町会費」について明記されているにも関わらず、百谷議員が地元町会への加入を申し出たのは平成29年7月であった。
- 百谷議員は、居宅に必要であるとして借家に設置した固定電話を、選挙事務所に移している。
- 百谷議員は、借家での光熱水費の使用量が極めて低い。

イ. 所有マンション及び借家の状況に対する評価

そもそも公職選挙法において、市議会議員に住所要件が必要とされているのは、その地に住み続けることにより築かれる地域との地縁的関係が深く、かつ当該自治体の事情に通じていることの必要性が求められているからである。

百谷議員は、平成 29 年 5 月 29 日、本市への転入届の際に個人番号通知カードの住所変更手続きを行い、それから 8 日後の 6 月 6 日に、警察署において自動車運転免許証の住所変更手続きを行っている。しかし、それ以外は、生活の本拠を位置づけるための様々な住所変更手続きを行っていないばかりか、借家には、「百谷」の表示が集合ポストにも玄関先にも全くなく、客観的に見て、そこに人が住んでいるのか、否かすら不明な状況である。転送手続きをしていないので、以前に自宅情報を登録していた様々な機関・事業所からの郵便物は、当然、所有マンションに届く。証人尋問において、妻との不仲を所有マンションとの隔たりの理由として主張する場面も見られたが、8 月ごろまで、妻に洗濯してもらい、綺麗になった衣類を持ち出していた。所有マンションには、身の回りの物、家財道具などが揃ったままで、鍵も持ち続けており、必要なとき、必要なものを取りに帰っている。

所有マンションは、百谷議員の資産であり、借家と所有マンションは、直線でわずか 1.2km、歩いてでも移動できる距離しか離れていない。百谷議員がひとりだけ住民票を移した後も、所有マンションでは、妻子が引き続き生活している。

証人尋問において「毛布とかけ布団に関しては 10 月ぐらいやったと記憶しておるんですけども、自宅から持ってきた分になります。」（証言どおり）と証言したことからも、百谷議員自身が、所有マンションを「自宅」と認識している。

借家の滞在について百谷議員は、「私の滞在時間が朝方か夜中しかない」、「借家では自炊せず、食事は三食ともほとんど外食」、「入浴については週 2・3 回水シャワー」、「トイレは朝に 1 回だけ」などと証言している。全てが信憑性に欠ける証言であり、到底肯定することなどできないが、本件選挙前の期間に、証言どおりの日々が存在したとしても、ほとんど就寝のみに利用していた借家での滞在は「生活」と言えるものではなく、継続的な生活と認めることはできない。

百谷議員が羽曳野市域内で政治活動や選挙活動を行っていたことは承知しているが、「所有マンション及び借家の状況」に列記した客観的事実を精査すると、借家において、地域との地縁的關係を築くような生活の状況は確認できず、本件選挙に立候補するために住民票を借家に移した以降も、やはり、百谷議員の生活の本拠は所有マンションにあり、借家は「一時的な滞在場所」であったと判断するものである。

5. 審査結果

百谷議員は、幹事長会議での説明、弁明書、議場での弁明、1回目の証人尋問における証言、委員外議員としての説明、2回目の証人尋問における証言と、尋問や質問を重ねていく度に、証言や説明を二転三転させた。信憑性に欠ける証言ばかりで、「虚偽の陳述ではないのか」と受け止められるものも、余りに多かった。

3点の検討項目に基づき検討を行い、評価・判断を行ったが、その全てにおいて、「借家での継続的な生活は認められない」という結果であった。確認した状況及び客観的事実を総合的に鑑みると、百谷議員の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心は藤井寺市の所有マンションであり、羽曳野市内の借家は、専ら政治活動や選挙活動のための「一時的な滞在」に利用されているに過ぎないものであった。その「滞在」においても、ほとんど就寝のみに利用していたという住所要件を欠く事が明白な状況であり、生活の本拠たる実態を具備していたとは認められない。

したがって、本件選挙執行日において、百谷議員は、引き続き3カ月以上、羽曳野市の区域内に住所を有していなかったものであるから、地方自治法第127条第1項に定める「被選挙権を有しない者」に該当すると判断するものである。

資格審査特別委員会 審査の経過

(資料1)

	開催日時	主な審査等の内容
第1回	平成29年12月22日(金) 開会：午後 0時29分	<ul style="list-style-type: none"> ・正・副委員長互選 ・百条調査権を委任されるよう、委員会提出決議案第1号「資格審査特別委員会の調査に関する決議」を決定
第2回	平成29年12月22日(金) 開会：午後 2時 1分	<ul style="list-style-type: none"> ・河南町議会の議員資格問題事例の確認について
第3回	平成30年 1月 9日(火) 開会：午後 2時29分	<ul style="list-style-type: none"> ・本委員会の傍聴の取り扱いについて ・本委員会の今後の進め方について ・提出を求める記録について
第4回	平成30年 1月15日(月) 開会：午後 2時 9分	<ul style="list-style-type: none"> ・記録及び弁明内容の調査について ・島泉の借家への実地調査について
第5回	平成30年 1月19日(金) 開会：午後 0時57分	<ul style="list-style-type: none"> ・島泉の借家への実地調査 (委員全員により、島泉の借家への実地調査を実施) ・実地調査の報告について
第6回	平成30年 1月22日(月) 開会：午前10時 1分	<ul style="list-style-type: none"> ・実地調査の結果に基づく検証について ・近隣調査について
第7回	平成30年 1月29日(月) 開会：午前10時 4分	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣調査の報告について (正・副委員長及び委員1名により、<u>近隣調査は1月25日(木)</u>に実施) ・公共料金等の調査報告について
第8回	平成30年 2月 6日(火) 開会：午後 2時 2分	<ul style="list-style-type: none"> ・証人尋問の質問項目について ・証人尋問の質問の分担について ・百谷孝浩議員への証人尋問について
第9回	平成30年 2月16日(金) 開会：午前10時 6分	<ul style="list-style-type: none"> ・証人尋問の質問項目の確認について ・証人尋問における各委員の質問順について
第10回	平成30年 2月19日(月) 開会：午後 1時58分	<ul style="list-style-type: none"> ・百谷孝浩議員の証人尋問
第11回	平成30年 2月26日(月) 開会：午後 3時58分	<ul style="list-style-type: none"> ・証人尋問における証言と提出された記録等との整合確認について ・百谷孝浩議員に委員外議員として出頭を求め聴取
第12回	平成30年 3月 5日(月) 開会：午後 1時 0分	<ul style="list-style-type: none"> ・百谷孝浩議員の証人尋問 ・提出を求める記録について ・百谷孝浩議員の妻の証人尋問について
第13回	平成30年 3月18日(日) 開会：午後 3時58分	<ul style="list-style-type: none"> ・百谷孝浩議員の妻の証人尋問
第14回	平成30年 3月26日(月) 開会：午後 1時58分	<ul style="list-style-type: none"> ・不整合事項の確認について
第15回	平成30年 4月 9日(月) 開会：午後 2時15分	<ul style="list-style-type: none"> ・不整合事項の確認について
第16回	平成30年 4月17日(火) 開会：午前10時48分	<ul style="list-style-type: none"> ・不整合事項の確認について ・資格決定書の内容について
第17回	平成30年 5月10日(木) 開会：午後 2時35分	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士相談の結果について ・審査報告書(案)について